

第3期子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメント募集結果について

第3期子ども・子育て支援事業計画素案について、貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。いただいたご意見に対する本市の考え方について、下記の通り公表いたします。

記

1. 募集期間：令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）
2. 募集方法：持参、郵送、メール、ファックス
3. 提出意見：14名から55件
4. 意見の概要：下記の通り

	関連する ページ	意見の概要	本市の考え方
1	P6～12	現在の収入額や子どもの年の差などで支援や助成が受けれる、受けれないということではなく、もっと全体を考えて、支援が不平等にならないようにしてほしい。また、子どもへの支援は親への給付等ではなく、子どもに直接支援が届くようにしてほしい。	「すべての子どもの権利を尊重し次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を本計画の基本理念として掲げており、ご意見いただいた視点も踏まえながら今後もすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ってまいります。
2	P6～12	子どもを中心とした街づくりに、あらたに踏み出そうとする意欲が感じられなかった。	第2章で記載しております基本理念から基本的な考え方を通じ、こどもまんなか社会の実現を始めとする本市の目指すべき姿の実現において取り組んでまいります。
3	P42	保育・子育てにかかる需給関係を、七つの整備圏域単位にプラスマイナスする考え方は、子育ての実情からかけ離れている。子育て中の親が子どもを連れて一緒に利用できる施設や制度の範囲は、小学校区を基本に考えなければならない。せめて中学校区ごとにいろいろな需給関係が満たされて行かないと、子育てしやすい街にはならない。	7つの整備圏域は細分化すると中学校区ごとに区分されておりますので、各区分の増減についても考慮しております。
4	P63～65	学童の充実についてお願いしたい。 学校の長期休暇中だけの預かりができるシステムが欲しい。 長期休暇の時のためだけに学童のお金を一年分はらって在籍するのはおかしいです。 大阪市のようなサービスを東大阪市にも導入してほしい。	留守家庭児童育成クラブでの長期休暇中のみの預かりは、人員確保等の課題があり実施しておりません。多様なニーズにどのように対応していくか、引き続き検討してまいります。

5	P63～65	大阪市の放課後児童クラブ（児童いきいき放課後事業）の費用負担に比べて東大阪市の留守家庭児童育成クラブの費用負担が高額である。	本市の留守家庭児童育成クラブは受益者負担の考え方のもと一定の負担をお願いしております。
6	P63～65	学童についての不安が多い（入所が抽選。預けても行きたくないやめる人も多ときいている）	安心してご利用いただけるよう質の向上に努めてまいります。なお定員を上回る申し込みがあった場合は、抽選ではなく、児童の学年や保護者の就労状況等に基づき入会審査を行います。
7	P63～65	留守家庭児童育成クラブについて ・土曜日、長期休暇中の開所時間を早めてほしい。夏休み等、親は仕事に行くので出勤と同時間にはせめて預けたらと思う。 ・指導員が少ない。目が行き届いていない。 ・費用が高い。大阪市は年間500円で東大阪は1か月で8,000円ほどかかる。 ・お菓子をもう少し工夫してほしい。駄菓子ばかりはやめてほしい。	安心してご利用いただけるよう質の向上に努めてまいります。なお本市の留守家庭児童育成クラブは受益者負担の考え方のもと一定の負担をお願いしております。
8	P63～65	留守家庭児童育成クラブの入会受付が早めに実施されたことは歓迎するが、計画上で待機児童がみこまれ、今後児童数の減少が予想されるにしても、低学年だけではなく高学年にも入所希望があることから、待機児童を作らないための抜本的な対策を検討してほしいので、以下の点について要望します。 ・保護者のニーズにあわせて、学校休業日は8時から開設してほしい ・指導員不足解消のため、賃金等待遇改善をしてほしい ・空き教室だけに頼らず、校区外でも利用できるよう柔軟な対応をしてほしい	安心してご利用いただけるよう質の向上に努めてまいります。
9	P63～65	留守家庭児童育成クラブの入会時期が早めに実施されたことは歓迎するが、計画上で待機児童がみこまれ、今後児童数の減少が予想されるにしても、入会希望者が今後も増加すると予想されるため、以下の点について要望します。 ・委託ではなく直営に戻してほしい。 ・保護者のニーズにあわせて、土曜日や長期休業日は8時から開設してほしい ・専用教室あるいは校区外でも利用できるよう柔軟な対応をしてほしい ・指導員不足を解消するため、賃金引上げ、働きやすい環境づくりなど処遇を整えてほしい。	

10	P63～65	・今年4月から子どもが小学生になります。私の勤務先は大阪市内にあり、保育所卒園後は時短勤務(9:30から16:30)からフルタイム(8:30から17:30)に変わります。東大阪市で小学校入学後も働き続けられるよう、学童保育の時間を、保育園の開所時間と同様に 平日、土曜日や春夏秋冬休み等を朝7:00から19:00まで 人数問わず希望者が1人でもいれば開けていただきたいです。5人以上の希望があれば相談する様に等と言われても、まだ入学前で知り合いもおりません。学童保育の朝夕の延長時間がなければ、時間が間に合わず仕事を辞めるか、職場近くに引越すしかなく、保育所を卒園後東大阪市に住みながら働き続けることは不可能です。学童保育時間や環境が今より整わなければ、他市から新しく東大阪市に引越しを考える方も制限されてしまいます。	多様なニーズにどのように対応していくか、引き続き検討してまいります。
11	P63～65	学童保育は、需給関係だけではなく質の保障も見るべき。社会福祉法人を含む多様な実施主体に門戸を広げ、量・質共に市が責任を持てるようにすべき。	安心してご利用いただけるよう質の向上に努めてまいります。なお留守家庭児童育成クラブの実施主体について、法人種別での制限は行っておりません。
12	P70	病児保育施設を増やしてほしい	病児保育室は令和5年3月より東地区に新規開設し市内3か所で事業を実施しております。更なる病児保育施設の整備については、既存施設の利用状況及び市内のニーズ量等を検証し、検討してまいります。
13	P70	・病児保育について、十分な運営補助を行って、事業として成立するようにしてほしい。市のどこに住んでいても近くで活用できるようにするべき。 ・病児保育については、実施している医師を始め、関係者の並々な努力で続けられ、利用者から大きな信頼を得ている。市としてこれを放置せず、十分な運営補助を行って、事業として成立するようにしたうえで、全市のどこに住んでいても近くで活用できるようにするべき。働く父母にとって、子供が病気の時に安心してみてもらえるかどうかは、保育所に入れるかどうかということと同じくらい死活問題である。	病児保育にかかる補助金については、国の基準に基づき算定しております。引き続き実施事業者の意見を踏まえ検討してまいります。
14	P70	病児保育は、三か所では足りていない。遠くて使えないし、感染流行期には満床で利用できない。整備圏域の7か所に一つずつを計画すべき。	整備圏域ごとの整備については、既存施設の利用状況及び市内のニーズ量等を検証し、検討してまいります。
15	P74	こども誰でも通園制度には反対。そんな簡単に命を預かれない。絶対に保育事故が増える。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は希望した施設のみ実施していただいております。事業開始の際には職員数や部屋の面積等の基準を確保できているかの確認をしております。また、事業開始後は当事業にかかる指導監査も行い、子どもの安全面の確保に努めてまいります。
16	P74	だれでも通園制度では「すべての子どもの育ちを応援」できない。託児ではなく、困りごとのある家族は保育所に入れるよう要件を整備すべき。それまではせめて一時預かりに。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。

17	P77	「多様な主体」の中に営利企業を入れてはならない。あくまでも子育ては非営利で行うべき。	多様な事業者の参画にあたっては、ご意見を踏まえ慎重に実施してまいります。
18	P80	保育士は命を預かる大変な仕事だと思うので、業務に見合う給料にしてほしい	特定教育・保育等に要する費用の額は国の基準に基づき算定しております。人件費については、これまで賃上げ効果が継続される取組を行えるよう処遇改善等加算の導入、官民格差に基づいて算定した人事院勧告による改定を実施し、交付しております。 また、東大阪市では独自の取組として給与に上乗せして手当を支給した施設に対して補助を行う人件費加算手当補助金を実施しております。
19	P80	保育は専門性の必要な仕事である。無資格者や子育て支援員の補助金を増やすばかりではなく、職員が安心して働き続けられるよう処遇改善を充実させてほしい	
20	P80	配置基準を市独自に見直してほしい。	1歳児につきましては国基準6:1のところ5:1と独自基準を設けております。
21	P80	配置基準の改善をしてほしい	現在は基本国と同等の基準としておりますが、1歳児につきましては国基準6:1のところ5:1と独自基準を設けております。
22	P80	子どもを健やかに育てるために必要な 保育所、小学校の運営に関わる先生・職員(正規、非正規、パートすべて)の方々の お給料と待遇をより良くし、人員を充実させて欲しいです。	人員の充実につきましては、市主催で学生等を対象とした保育士就職フェアを実施し、市内の民間保育施設の担い手の確保に努めております。
23	P80	・保育士の数を乳児においては数を増やしてほしい。 ・国の定めた配置基準では実際には子どもたちを安全に預かることができないので国基準以上の配置をしてもらいたい子どもたちが安全に過ごせ職員も疲弊しないような環境を作してほしい。	配置基準に関しまして、1歳児につきましては国基準6:1のところ5:1と独自基準を設けております。
24	P80	・保育士不足を解消し、安心して預けてもらえる保育ができるような環境を保障できるように、非常勤を含めた保育士の処遇改善してほしい ・保育士不足で一時預かりもできないのに、だれでも通園制度など保育士のニーズが高い。保育士を増やす工夫をしてほしい。 ・処遇改善されても労働内容からすると給与の額が低い。手当や一時的なものではなく、基本給から上げてほしい。	特定教育・保育等に要する費用の額は国の基準に基づき算定しております。人件費については、これまで賃上げ効果が継続される取組を行えるよう処遇改善等加算の導入、官民格差に基づいて算定した人事院勧告による改定を実施し、交付しております。また、東大阪市では独自の取組として給与に上乗せして手当を支給した施設に対して補助を行う人件費加算手当補助金や保育士の加配を行った施設に対して補助を行う保育特別対策費補助金を実施し、保育士が働きやすい職場環境を構築するための支援を行っております。 保育士不足の解消に向けては、市主催で学生等を対象とした保育士就職フェアを実施し、市内の民間保育施設の担い手の確保に努めております。
25	P80	・配置基準を改善してほしい。現在の配置基準では災害時に対応するのは不可能です。 ・国が定めた職員配置では実際には安全に子どもたちを預かることができず、どの園も独自で職員を増やしているのが現状です。東大阪市では国基準以上の職員配置をし、子どもたちが安全に過ごせ職員も疲弊しないような環境を作ってください。	1歳児につきましては国基準6:1のところ5:1と独自基準を設けております。

26	P84	児童相談所の新設は重要。専門職員の十分な確保を。	児童相談所の設置に当たっては、児童福祉司や児童心理司等の専門性を有した多数の職員の配置が必要であり、これらの職員を十分確保できるよう採用及び育成について今後も計画的に取り組んでまいります。
27	P89	時短勤務を3歳から小学校就学前にのばしてほしい	育児・介護休業法が改正され、令和7年10月1日より事業主には、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることが義務付けられました。市としても、育児・介護休業制度を周知・啓発することで、今後も仕事と子育ての両立支援に努めてまいります。
28		他市では3歳未満の保育料が無償である。	0歳児から2歳児の保育料無償化の所得制限撤廃については、多額の予算が必要となることから持続可能なものとするため、実現に向け検討しています。 現時点では、実施内容、実施時期等が決まっていないため、本計画に記載しておりません。保育料無償化を実施する場合は、市民に周知するとともに、本計画の見直しが必要と考えております。
29		0歳から2歳の第二子の保育料の無償化をしてほしい	
30		2子目以降の保育料の無償化を希望	
31		保育料の無償化を実現してほしい	
32		全ての子どもの保育料を無料に。	
33		保育料について、小学生以上のこどもはカウントの対象外となっていますが、こどもの年齢や、保育施設等の利用の有無にかかわらず、きょうだい等について年長順に数えて2人目の子どもは半額あるいは無料、3人目以降の子どもは無料にして欲しいです。	第2子以降のカウント方法につきましては、国の制度に基づき運用しております。なお、0歳児から2歳児の保育料無償化の所得制限撤廃については、多額の予算が必要となることから持続可能なものとするため、実現に向け検討しております。 現時点では、実施内容、実施時期等が決まっていないため、本計画に記載しておりません。保育料無償化を実施する場合は、市民に周知するとともに、本計画の見直しが必要と考えております。
34		公立保育園がなくなっていて、認可保育園はあるが選択肢も少なくなり入りたいと思う園は減ってしまっている。	子ども・子育て支援新制度以降、認定こども園や小規模保育施設の開設により施設数は大幅に増加しておりますが、今後も需要量に応じた供給量の確保に努めてまいります。
35		小規模保育園の連携園が遠い。近隣の小規模保育園から2名ずつ受け入れるなど、友達と一緒に保育園に通えるようにしてほしい	連携施設については、各小規模保育施設が連携先を探して承認を得るという流れになっており、連携を承認する施設側としても1園に確保できる連携の数には限りがございます。ただ、本市においては小規模保育施設からの連携園は必要数を必ず確保してもらっている状況です。

36		小規模保育園が増えて、2園分離、3園分離が増えている。同じ園に通園できるように対策してほしい。	子ども・子育て支援新制度の開始により、小規模保育施設が創設されましたが、保育施設の入所については、保育施設入所選考基準に基づき選考をしますので、保育の必要性の高い保護者から入所が決定します。また、兄弟がすでに認可保育施設に2,3号認定で在園している場合は、兄弟加点、既に2園分離になっている場合は、2園分離解消の加点を設けており、同じ園に通うことができるように配慮しております。
37		保育需要は、子どもが生まれる街にしていくのであれば生まれるプラス変化を組み込むべき。今でも2か所通園、3か所通園で毎日毎日困り続けている人たちが待機児童にはカウントされない。育休延長は権利であるにもかかわらず、上の子どもの保育権を奪われる。働く時間が短ければ要件が低いからと保育所を落とされる。こんな街で安心感は得られるだろうか。本来、公的保育制度は必要な時に必要な場所で必要なだけ供給されるべきもの。それが満たされていない人が膨大な未入所児になり、仕事を続けることも第2子第3子を生むことも躊躇させられている。この現実を重く受け止めるべき。	保育施設の入所については、保育施設入所選考基準に基づき選考をしますので、保育の必要性の高い保護者の児童から入所が決定します。また、兄弟がすでに認可保育施設に2,3号認定で在園している場合は兄弟加点、既に2園分離になっている場合は2園分離解消の加点を設けており、同じ園に通うことができるように配慮しております。 子ども・子育て支援新制度以降、認定こども園や小規模保育施設の開設により施設数は大幅に増加しておりますが、今後も需要量に応じた供給量の確保に努めてまいります。
38		保育ニーズが増えているにもかかわらず、公立保育所をどんどん廃止して、民間に丸投げです。0歳から卒園までの保育の積み上げができない小規模保育園や企業主導型を増やさず、すべての子に安全で質の高い保育が受けられるよう市の責任で整備してほしい	小規模保育施設には卒園後の入園先として連携施設を確保していただいておりますので、5歳児の卒園まで保育の確保はされております。また、安全で質の高い保育につきまちは、認可保育施設への指導監査や企業主導型保育施設を含む認可外保育施設への立入調査を実施に加えて、日常の保育に関する助言等を行う巡回支援事業も実施しており、子どもの安全面の確保に努めており、今後も継続してまいります。
39		保育現場に負担をかける「こども誰でも通園制度」には反対である。必要な子どもが保育園に入所できるように制度を充実させてほしい。	入園希望者の需要量に対応する供給量の確保は優先課題として今後も供給量の確保に努めてまいります。
40		子どもを生みたいが「保育園に入れない」という問題が不安で産めない。実際に保育園に入れず、育休延長や勤務形態を変更したという声も多く聞く。仕事に戻ることが前提の親からすると「もし保育園に入れなかったら」と考えると不安で産むことができない。私自身、希望する保育園に入れず、企業主導型の保育園に入っていて、3歳以降どうするか悩んでいる。3歳以降に入れる保育園を探す、入園可能人数が数名か0人という園も多く、兄弟がいると、同じ保育園の入園もさらに厳しくなり、その中で産もうという気にはなれない。 そんな時に「誰でも通園制度」と聴くと、その対応ができる保育士がいるのであれば、まず働いている家庭が入れる状況を確保してほしい。	
41		安全・安心してあずけられる保育所を作してほしい	保育施設の創設の際には、設置法人の選考があり様々な角度から保育施設の運営に適しているかどうか確認しております。その後は定期的な指導監査に加えて、日常の保育に関する助言等を行う巡回支援事業も実施しており、子どもの安全面の確保に努めており、今後も継続してまいります。

42		待機児童が多い地域があり、保育園には入れていないので増やしてほしい	子ども・子育て支援新制度以降、認定こども園や小規模保育施設の開設により施設数は大幅に増加しておりますが、今後も需要量に対応した供給量の確保に努めてまいります。
43		保育所以外の施設についても保育所と同等の基準での運営ができるように国へ働きかけるとともに、独自施策を充実してほしい	現在の認可施設については、保育所以外の施設区分においても概ね保育所と同等の基準で運営していただいております。
44		保育は国の責任で行ってください。企業主導型ふやさず公立保育所を戻してください。	企業主導型保育施設の創設は管轄の児童育成協会が新規募集を終了しておりますので、今後の新規開設の予定はないと認識しております。
45		・ 東大阪市立鳥居保育所を無くさないで欲しい。手厚い保育や優しい先生方にとっても恵まれた環境です。一人一人の個性を大切に、のびのびと子どもの自主性を第一に尊重してくれる、安心して預けることの出来る素晴らしい保育所です。 東大阪市に引っ越して来られる方にも お薦めできる保育所です。その大切な保育所が廃園されることは、非常に悲しく残念に思われてなりません。 ・ 鳥居保育所が廃園される事になっても、公園や集会所など地域で有効活用できる場にしてほしい。 ・ 廃園を決めるのであれば市の責任で予算も付けて、何か手元に残る形で保育施設の写真や 保育風景、保育園の沿革を記録した記念誌の様なものを 最後に作成発行いただきたい。 ・ 無認可ではなく、希望すればいつでも誰でも認可保育所に入所出来る様、認可の公立保育園を残していただきたいです。安心して預けることが出来て日々の生活を回せる環境がない状態で、どの様に出生率を見込めるのでしょうか？	公立の就学前教育・保育施設再編整備計画に基づき、計画を進めております。各整備圏域に子育て支援センター、認定こども園等を基本に公立施設は存続しておりますので、鳥居保育所で培ってきました保育内容等につきまして、しっかりと継承しつつ、さらに教育・保育の質も高めることで、どの地域においても安心してお子様を預けていただけるよう努めてまいります。 廃園する保育施設の記念誌等につきましては、今の時点でお答えすることはできませんが、在園児だけではなく卒園児や保護者、関係職員、その他関係者を対象にした催し物等、何らかの形で開催できればと考えております。 公立保育所廃園後の活用につきましては、公共施設全体の現状等を踏まえ総合的に検討してまいります。
46		・ こども園でなくて公立保育所はそのまま残してほしい。 ・ 待機児童がいるので、受け皿（公立園）を減らさず増やしてください。	公立の就学前教育・保育施設再編整備計画に基づき、計画を進めております。各整備圏域に子育て支援センター、認定こども園等を基本に公立施設は存続しておりますので、廃園する保育所で培ってきました保育内容等につきまして、しっかりと継承しつつ、さらに教育・保育の質も高めることで、どの地域においても安心してお子様を預けていただけるよう努めてまいります。
47		公立保育所の廃止は撤回して全面建替え整備をし、必要とする人がいつでも希望の保育所に入れる街をつくれれば、子育て世代が押し寄せる。その人たちが税金を払ってくれるので町は豊かになる。子どもたちがたくさん元気に遊んでいて初めて、お年寄りも笑顔になれる。そういうビジョンが出されるべきだ。	
48		廃止される予定の公立保育所は、公的な児童施設として残すべき。保育所併設の児童館にすれば、放課後の居場所づくりも、子ども食堂も、学習支援もできる。	公立保育所の廃園後の活用につきましては、公共施設全体の現状等を踏まえ総合的に検討してまいります。

49		年度途中にも障害者加配の補助金を交付してほしい	障害児加配補助金については、国の基準をベースに実施しておりますが、引き続き、より良い制度となるよう検討していきます。
50		・素案には在日朝鮮人やいわゆるニューカマーの外国人など定住外国人の子どもたち全体を、東大阪市としてどのように支えていこうとするのかというビジョンが見えず、定住外国人の子どもに対する視座が決定的に欠けているといえるのではないのでしょうか。 ・外国人学校に対する制度上の不平等について、学校の法的区分等にかかわらず、すべての子どもたちが同様に扱われるよう自治体としての積極的な取り組みが求められるが、素案でも項目を定めて言及すべきではないか。 ・ヘイトスピーチなど外国人に対する差別と暴力を許さないことを明記すべきではないか。 ・定住外国人の子どもたちの置かれた状況を改善していくためにも、定住外国人当事者の意見を反映するための具体的なしくみが必要ではないかと考えます。定住外国人の子どもたちから直接的に意見を聴く機会や仕組みについても明記するべきではないか。	第2章2（2）に外国籍の方も含めて本市に在住するすべての子どもを国籍の違いなどのさまざまな背景で区別することなく、多様性や個性が尊重され、自分らしく生きられるダイバーシティ社会の実現を目指すという視点をもって、施策を検討・実施していくことを記載しております。また第4章の4（1）に増加する外国籍の子どもなどへの配慮を含め、保護者の様々な教育・保育のニーズを実現するために、子ども一人ひとりの成長や発達に即した丁寧な教育・保育の提供に努め、子どもの健やかな発達を保障することを目指すということを記載しており、今後も外国籍の子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、必要な支援を行うよう努めてまいります。 また、外国籍の方や外国にルーツのある方に対する差別的言動などは許されないことであり、市としても容認することはできないものです。本計画としては、基本理念の「すべての子どもの権利を尊重し」や、基本的な視点である「子どものすこやかな育ちを等しく保障します。」の箇所に、差別を容認せず、またすべての子どもたちを区別することなく支援していく市の考えを包含していると考えます。 さらに、令和5年4月に施行された「こども基本法」により、子どもたちの意見を施策に取り入れることが義務付けられました。市としては、子どもの声が市政に届きにくい現状に対し、多様な意見表明の場を設け、特に支援が必要な子どもたちには個別の対応を行うことが求められています。本市においても外国籍の方も含めた子どもの意見を聴き、施策に反映していく仕組みを構築し、子どもたちの意見を尊重し、より良い施策へつなげてまいります。
51		・基本理念にある「すべての子ども」の中に外国人の子どもも含まれているのか。とりわけ東大阪市に定住しており納税義務も果たしている在日外国人の子どもたちも念頭においた施策を考えているのか。 ・各種学校の外国人学校に通う子供たちが受けている制度上の不平等など、自治体が積極的に解消するための施策を盛り込むべきだ	外国籍の方も含めて本市に在住するすべての子どもを対象としています。国籍の違いなどのさまざまな背景で区別することなく、すべての子どもたちの多様性や個性が尊重され、自分らしく生きられるダイバーシティ社会の実現を目指すという視点をもって、施策を検討・実施してまいります。本計画としては、基本理念の「すべての子どもの権利を尊重し」や、基本的な視点である「子どものすこやかな育ちを等しく保障します。」の箇所に、すべての子どもたちを区別することなく支援していく市の考えを包含していると考えます。

52	・こんな重要な、かつ大量の情報について、お正月期間を挟んだたった一ヶ月のパブコメ期間では、多くの市民の意見が幅広く集まるとは到底思えない。市民の次世代にかかわる重要案件。それにふさわしいPRと、一般市民がじっくり考えられる時間を保障するべきである。 ・子どもの意見も出せるよう、大阪府は子ども向けのわかりやすい概要版を作っていたが、東大阪市の概要版はちっとも子どもには分からない。フリガナを振っただけでは全くダメ。「こどもまんなか社会の実現」を掲げながら、市自らそれに反する資料提供の仕方をしている。 ・素案の4ページには、本計画に関するアンケート調査を行い、3567件の有効回答を得たことになっているが、その結果報告が素案のどこにも見当たらない。ほかの媒体で発表したのかもしれないが、この素案の中にこそその内容を詳しく報告し、どのように計画に反映したのかを明らかにすべきである。 上記の三点から、本パブコメは根本的にやり直すべきと考える。	パブリックコメントについては、市政だより、ウェブサイトに加えて、LINEで周知を行いました。今後も広く市民の方から意見をいただくために、実施手法、周知方法について検討を行ってまいります。 子ども・若者へ向けは、計画の概要を易しく説明したウェブサイトを作成しておりました。今後も子どもを含めたすべての方に分かりやすく伝えられるように努めてまいります。 アンケート調査の結果については、3章の中で一部記載し、過去調査からの推移について検証を行っています。今後調査結果については、ウェブサイトでの公表を予定しております。
53	塾代・習い事助成制度がほしい	塾代・習い事助成を始めとする様々な子育て施策について、先進的な他市の事例等や、子育て世帯の方のニーズの把握に努めながら、検討を進めてまいります。
54	子どもの医療費の無償化を希望	子ども医療費に係る自己負担額の無償化については予算、制度構築面において現状では困難ではありますが、引き続き大阪府、国への要望を行い、検討してまいります。
55	市が、子どもの居場所づくり事業として行っている子ども食堂と学習支援は、予算の割にはとても効率の悪い事業になっている。他市並みの補助金額にするべき。 「子ども・子育て支援事業計画」に記載されていないのは不可解。	子どもの居場所づくり事業につきましては、今後も他市の事例等も調査研究しながら、よりよい事業となるよう努めてまいります。 子どもの居場所づくり事業につきましては、「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」に掲載しております。「第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」はともに、子どもや子育て世帯の支援をしていくことを理念としておりますので、相互に連携しながら、よりよい施策を実施していくよう今後も努めてまいります。